

令和3年度

第7回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年10月7日(木)午前10時00分
場所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	×	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 筒井正之委員 羽矢勝幸委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋
総括主幹 伊藤 康輔
真玉分室長 植田 克己 香々地分室長 阿部 幸喜

会議に付した事件

- 議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第47号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第48号 非農地証明願について
- 議案第49号 農地等の買受適格証明願について
- 議案第50号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>それでは、第7回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
議長	<p>みなさん、おはようございます。収穫の秋を迎え何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>コロナ禍もようやく下火になりつつありますが、しかしながら年末まで油断禁物です。コロナ禍の弊害も多く、まず菅政権も一年あまりで、岸田内閣がスタートし、飲食業界等々では死活問題で大変な状況下であります。衆議院は10月14日解散総選挙と政局は慌ただしくなり、一方、今年の米の作況はウンカの発生もなく、米価は自粛の関係で消費が伸びず、豊作貧乏の様相です。喜んでいいのか、耐え忍ぶ状況下であります。この状況下、国では何らかの支援策を考えているように報道されており、期待するものであります。</p> <p>私達も任命以来、早一年が経ちました。これからは二年目です。この度、農林水産省では農業委員、推進委員に農地利用最適化活動に係る活動日数や農地集積面積の目標を設定し、活動を押付けようとしており、我々が反論し、国では再度検討中です。年内に方針が示されれば、皆さん方にご協力を求めることになるかと思えます。その節は、よろしく願います。それでは座って進行させていただきます。</p> <p>ただいまから、令和3年度第7回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、6番：神田三重子委員及び7番：河野孝也委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第43号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第43号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について</p>

次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書1ページからになります。

申請番号49番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は田、合計面積が3,536㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号50番、所在が■■■字■■■番外■■■筆で、地目は田と畑、合計面積が9,223㎡、渡人が■■■の■■■さん外1名、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号51番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が485㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号52番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が10,189㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、経営の効率化で申請番号53番の農地と交換するものであります。

申請番号53番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が10,333㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、経営の効率化で申請番号52番の農地と交換するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第44号、農地法第4条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の4ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、■■■字■■■番■■■で、地目は田、面積が374㎡の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地

区分としては第1種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

市道[]線から市道[]線に入り約350mの場所に位置し、北を[]、周囲を[]に接しています。

利用計画についてですが、申請者は申請地を活用して建築面積118.71㎡の木造平屋建て住宅を建築する計画です。

宅地造成についてですが、周囲にL型擁壁を設置し、道路と同じ高さまで約110cm盛土する計画で、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

また、平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資金及び信用についてですが、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他の法令により義務づけられている行政庁との協議はありません。

転用に要する費用は、建築及び工事費として[]円を見込んでおり、全額借入金で賄う計画で、これを満たす金額の金融機関が発行した融資可能証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年11月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

地元推進委員の財前和洋委員が現地を確認され、農地転用について問題ない旨、意見をいただいています。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農業委員であります7番：河野委員から意見ををお願いします。

7番：
河野委員

9月22日に、事務局と財前推進委員と確認に行きました。特に問題はありませんので、審議をよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページからです。お手元に地図も配布しておりますので併せてご覧いただければと思います。

申請番号 17 番、申請地は■■■字■■■番■■■で、地目は田、面積が 411 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 2 種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

■■■から市道■■■線を約■■■m 進んだ場所に位置し、西に■■■、東と南を■■■、北を■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、申請地に建築面積 97.71 m²の木造平屋建て一般住宅を建築する計画です。

盛土等を行わず、現状のまま整地する計画で、土砂の流出・流入の恐れはないものと考えられます。

また、境界から十分距離を取り建築するため、日照及び通風に関して周辺農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で■■■円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した住宅ローン仮審査応諾書の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 7 月 28 日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 18 番、申請地は■■■字■■■番■■■、地目は畑で、面積は 499 m²、概ね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第 1 種農地に該当します。

市道■■■線から市道■■■線に入り約■■■m 進んだ場所に位置し、南を■■■、周囲を■■■に接しています。

転用目的は一般住宅用地です。

譲受人は市内の会社員で、申請地の■■■に接する住宅に居住する譲渡人で

ある親族から申請地の贈与を受け、平屋建て木造住宅を建築する計画です。
宅地造成についてですが、現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。

雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については南側市道の側溝へ放流する予定で、汚水については合併処理浄化槽で処理したあと、南側市道の側溝へ放流する計画です。

また、平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は建築工事費で [] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した住宅ローン仮審査応諾書の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

地元推進委員の内田委員が現地を確認され、問題ない旨のご意見をいただいています。

申請番号19番、申請地は [] 字 [] 番 [] で、地目は田、面積が39㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。

転用目的は進入路用地です。

[] から市道 [] 線を経て [] 線に入り約 [] mの場所に位置し、南を []、周囲を [] に接しています。

利用計画についてですが、転用者は市内でリフォーム業や不動産業ほかを営む法人で、申請地を取得し同社所有の分譲住宅用宅地に至る進入路造成を計画しています。

隣接農地との境には石垣を設置し、砂利を敷き整地する計画で、土砂の流出や崩壊の恐れはなく、隣接農地への影響もないものと考えられます。

雨水については自然浸透とする計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、造成費で [] 円を見込んでおり、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年12月15日までを予定しており、転用行

為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号17番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎
推進委員

先日、事務局と一緒に現地を確認いたしました。問題ないと思えます。

議長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。

5番：
中野委員

永野推進委員から説明の通りであり、第6回総会で承認をいただいた農地の隣でありますので問題ないと思えます。

議長

ありがとうございました。

次に、申請番号18番につきまして、8番：野間委員からも意見があればお願いします。

8番：
野間委員

9月28日に事務局、内田委員と現地調査をしました。特に問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に申請番号19番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

筒井正之
推進委員

はい。申請番号19番、9月27日に農業委員会の職員と農業委員と私の関係者で現地を確認した結果、先程事務局から説明のありましたように問題はなく、周囲についても特に支障はないように思われます。審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 46 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 46 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。それでは、集積表が 12 ページにありますのでご覧ください。</p> <p>表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 39,738 m²、畑の面積が 22,352 m²の合計面積が 62,090 m²で、利用権を設定する農家数 15 戸、利用権の設定等を受ける農家数 6 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 45,783 m²、使用貸借に係る面積 16,307 m²です。</p> <p>詳細につきましては、議案書 7 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、議案第 47 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 47 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 11 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>別紙の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>1 ページ目で、借受者 XXXXXXXXXX さんに 1 件の面積が 1,751 m²の貸し付けが</p>

示されています。

2ページ目で、借受者■■■■■さんに1件の面積が855㎡の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第48号、非農地証明願についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第48号、非農地証明願についてです。議案書14ページからをご覧ください。

申請番号20番、所在が■■字■■■■番、地目は畑で、面積807㎡、申請人は、■■の■■■■さんです。

申請の内容は、昭和40年頃から耕作できなくなり原野化してしまった。

今回非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり非農地として認められると考えます。

地元推進委員の芹川委員もご確認いただき、問題ないというご意見をいただいております。

申請番号21番、所在が■■字■■■■番■■、地目は田で、面積681㎡、申請人は、■■の■■■■さんです。

申請の内容は、昭和47年頃から申請者の父が自宅敷地の一部として使用しており、申請者が相続した後も耕作できなかったとのことです。

今回非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり非農地として認められると考えます。

以上です。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、10番：内田委員から意見をお願いいたします。

10番： 内田委員	はい。申請番号20番につきまして、9月22日事務局の人と芹川推進委員と一緒に現地確認をしてきました。ここに書かれておりますように樹木が茂っております、また一部倒木しております。隣地は山が迫っております、とても耕作できる状態ではありません。非農地として問題ないと思います。
議長	次に、申請番号21番につきまして、羽矢勝幸推進委員からお願いします。
羽矢勝幸 推進委員	先月、現地確認した結果、問題ないと思われま。
議長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があればお願いします。
6番： 神田委員	はい。9月27日、事務局と羽矢委員と現地を確認いたしました。問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
議長	(ありませんの声) 無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第49号、農地等の買受適格証明願についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	それでは議案第49号、農地等の買受適格証明願について次のとおり申請がありましたので意見を求めます。15ページになります。 農業委員会は、農地の競売事件に関する買受適格証明願の提出があったときは、農地法第3条の規定による許可申請を処理する場合と同様の判断基準により申請者の買受適格の有無を審査し、速やかに意見を決定するものとなっております。 なお、買受適格者で有るとした場合、入札期日に限り有効である旨の条件を附して買受適格証明書を交付することになります。 今回申請が上がってきました農地は、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、

地目が畑、面積が1,009 m²です。

申請者は■■■■の■■■■さんです。

申請事由は応札に必要な証明書を取得するものです。

以上、申請事案は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者と認められると考えられます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第50号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。

農業振興課

農業振興課の寺谷と言います。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき今回農業委員会に意見を求めるものでございます。

今回の申出は、編入が1件14筆、除外が7件15筆であります。お手元の資料の「農用地利用計画変更理由書」によりご説明いたします。

それでは資料により説明申し上げます。まずページをめくっていただいて、一覧表があります。

一点修正があります。箇所番号2の■■■字■■■■番地ですが、面積の記載が1,560 m²となっております。正しくは577 m²です。お手数ですが修正をお願いします。それではこの一覧表をもとに説明いたします。

箇所番号1、■■■■番、畑、2,830 m²、外■■筆で12,939 m²となります。こちらが編入になります。現在荒れているのですけれども、今後交付金を活用し、農地を再生したいという形の申請になります。ページ番号で4、5ページに図面をつけさせていただいております。

箇所番号2、図面は6、7ページになります。■■■■、畑、463 m²、外■■筆で、こちらが住宅の建設をしたいという申請になります。

箇所番号3、図面は8、9ページになります。■■■■、畑、924 m²、外■■筆で2,931 m²になります。こちらについても非農地証明済みになります。

箇所番号4、図面は10、11ページになります。■■■字■■■■番、畑、1,824 m²、こちらが今後非農地証明を提出したいということで農振の除外の

申請になっております。

箇所番号5、図面は12、13ページになります。■字■番、田、834㎡、外■筆で1,117㎡、上2筆については今後非農地証明を出したいということ、下の■番地については資材置場で除外の申請という形になっております。

箇所番号6、図面は14、15ページです。■字■番、田、1,511㎡のうち500㎡を除外、こちらが売買後に住宅の建設を行いたいということでの申請です。

箇所番号7、図面は16、17ページです。■字■番、田、1,381㎡、外■筆です。こちらが資材置場として除外したいという申請になっております。

箇所番号8です。図面は18、19ページです。■字■番、田、53㎡、外■筆、こちらが既に非農地証明済という形での申請になっております。

本市の随時変更の日程は、年3回1・5・9月の各10日を締切として行っています。

今回は9月締切分で、今月開催の農業振興地域整備促進協議会の意見聴取を行っているところであります。

農業委員会を始め各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申出の可否を決定し、県と協議を行います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無ければ、本案については「特に意見なし」と認めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案については「特に意見なし」と認めることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。17ページになります。

届出番号12番、所在が■字■番、地目が畑で、面積が10,333㎡で、貸人が■さんで、借人が■の■です。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

議 長	<p>以上、報告します。</p> <p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項（２）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（２）、農地法第６条第１項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。18ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人 [REDACTED]、有限会社 [REDACTED] と株式会社 [REDACTED] であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、令和３年度豊後高田市農業委員会第７回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。</p> <p> </p> <p>その他の事項（別紙配布）</p> <p>(農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について)</p> <p>(地域分科会の開催について)</p> <p>(口座番号変更に伴う報告について)</p> <p>(次回(令和３年度：第８回)総会について)</p> <p> </p> <p style="text-align: right;">午前 10 時 38 分 令和 3 年 10 月 7 日</p>